



2021年5月19日

株 主 各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ズ 企 画 設 計
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 松 本 俊 人
(コード番号：3490 東証JASDAQ)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 管 理 部 長 小 尾 誠
(TEL 048-298-1720)

(訂正) 第 32 回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項の一部訂正について

当社「第 32 回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」について、一部訂正すべき事項がございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、下記の通り訂正させていただきます。なお、当社ウェブサイトには訂正後の「第 32 回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」が掲載されております。

記

1. 訂正箇所

1 頁 ～ 3 頁

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

2. 訂正内容

訂 正 前	訂 正 後
<p>① 取締役及び使用人（以下「取締役等」という）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>イ. 取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業倫理を重んじ、かつ、社会的責任を果たすため「リスク・コンプライアンス管理規程」を取締役等に周知徹底させる。</p> <p>ロ. コンプライアンス担当責任者は取締役管理部長とし、コンプライアンス担当部門を管理部とする。</p>	<p>① 取締役及び使用人（以下「取締役等」という）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>イ. 企業価値の向上と、法令・定款及び社会規範の遵守を経営の根幹に置き、その行動指針として「行動理念」及び「コンプライアンス規程」を定め、当社の取締役等はこれに従い、職務の執行にあたる。</p> <p>ロ. 取締役会は、「取締役会規程」に定められた基準に従い、法令に基づき職務その他業務執行に關す</p>

<p>管理部は、取締役等にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、コンプライアンスに関する知識を高め、これを尊重する意識を醸成する。</p> <p>ハ。「取締役会規程」及び「会議体規程」に基づき、会議体において各取締役及び各部門長の職務の執行状況について報告がなされる体制を整備する。</p> <p>ニ. 組織、職制、指揮命令系統及び業務分掌等を定めた「職務分掌規程」、及び各職位の責任体制の運用に関する基本的事項を定めた「職務権限規程」に基づき、これらの規程に従い職務の執行がなされる体制を整備し、経営環境の変化に対応する。</p> <p>ホ。「リスク・コンプライアンスホットライン」及び「サービスに関するお問合せ窓口」を設置し、広く社内外からの情報の入手及びその活用を図る体制を整備する。リスク・コンプライアンスホットラインの運用は、「リスク・コンプライアンス管理規程」に従い、取締役等が社内での法令違反行為等についての相談又は通報を行いやすい体制を構築するとともに、相談者・通報者に対して不利益な取扱いを行わないこととする。</p> <p>ヘ. 内部監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備し、高い専門性及び倫理観を有する内部監査人による監査を実施する。</p>	<p>る重要事項を決定するとともに、取締役の執行を監督する。</p> <p>ハ. 当社は、代表取締役社長を委員長とする「リスク・コンプライアンス管理委員会」を設置し、重要な問題を審議するとともに、コンプライアンスの維持・向上を図り、当社の取締役等への啓蒙・教育を行う。</p> <p>ニ. 法令・社会規範等の違反行為等の早期発見・是正を目的として、「内部通報制度」を設け、効果的な運用を図る。また業務上の報告経路の他、社内外から広く情報の入手が図れるようサービスに関するお問合せ窓口等の通報制度を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。</p> <p>ホ. 代表取締役社長直轄の内部監査担当を置き、当社各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施する。</p>
<p>② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p> <p>イ. 「取締役会規程」に基づき、月1回の定例取締役会並びに随時行う臨時取締役会において重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況についての情報を共有する。</p> <p>ロ. 迅速かつ効率的な業務執行を行うため、部門会議等を開催し、その検討結果を経て取締役会で決議することとする。</p> <p>ハ. 予算制度に基づき、月次業績をタイムリーに把握し、必要に応じ対応策を検討・実施する。</p>	<p>② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p> <p>イ. 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項に関する意思決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。</p> <p>ロ. 業務の運営については、中期経営計画及び年次経営計画を立案し全社的な目標を設定する。職務執行が効率的に行われるよう経営会議を原則として毎月1回開催、または必要に応じて随時開催し、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。</p> <p>ハ. 代表取締役社長は、ITを活用した情報システムを構築するため、「IT戦略基本方針」を定め、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。</p>

<p>③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p> <p>取締役の職務執行状況の報告は、取締役会議事録等の文書（関連資料及び電子媒体等に記録されたものを含む以下「文書」という）に保存され、その情報の管理については、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」の定めるところによる。</p>	<p>③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p> <p>取締役会議事録、その他取締役の職務の執行に係る重要な情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に従い、当該情報を文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。</p>
<p>④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p> <p>リスク管理担当責任者は取締役管理部長とし、リスク管理の統括部門は管理部とする。リスク管理担当責任者並びに管理部は、「リスク・コンプライアンス管理規程」に基づき、事業全体のリスクを網羅的に把握・管理する体制（以下「リスク管理体制」という）の構築を行い、これを運用するリスク管理体制は、社会環境の変化に対応する。</p>	<p>④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p> <p>イ. 当社は、代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス管理委員会を設置し、「リスク管理規程」に基づき、全社的なリスクを総括的に管理する。</p> <p>ロ. リスク・コンプライアンス管理委員会では、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部門長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。</p>
<p>⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制</p> <p>イ. 社長は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要項目の一つと位置づけ、財務報告の信頼性確保を推進する。</p> <p>ロ. 財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。</p> <p>ハ. 財務報告の信頼性を確保するために、内部監査人により、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を社長に報告する。</p> <p>ニ. 必要に応じて金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえ、諸規程の整備及び運営を行う。</p>	<p>⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制</p> <p>イ. 代表取締役社長は、財務報告の信頼性を確保するために、内部統制システムの整備を経営上の最重要項目の一つと位置付け、取締役会が定める「財務報告の基本方針」に基づき財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、その状況及び内部統制報告書を定期的に取締役会に報告する。</p> <p>ロ. 財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。</p> <p>ハ. 財務報告の信頼性を確保するために、内部監査人により、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を代表取締役社長に報告する。必要に応じて金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえ、諸規程の整備及び運営を行う。</p>
<p>⑥ 監査役監査の実効性を確保するための体制</p> <p>イ. 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、適切な人員を選定することができる。</p> <p>ロ. 当該使用人に対する指示の実効性と取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の同意を要するものとする。</p>	<p>(訂正なし)</p>

<p>ハ、取締役等は、法定事項の他以下の事項を監査役に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 当社の経営・業績に影響を及ぼす重要な事項 b 当社の内部監査部門の活動概要 c 当社の内部統制に関する活動概要 d リスク・コンプライアンスホットラインの運用・通報の状況 <p>ニ、会社は、監査役へ報告した者に、当該報告をしたことを理由として人事上の不利な取扱いをしてはならない。</p> <p>ホ、監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べる。</p> <p>ヘ、監査役の職務の執行について生ずる弁護士、公認会計士等に対する費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査役の職務に必要なでないと認められる場合を除き、会社がこれを負担する。</p> <p>ト、監査役会は、代表取締役、会計監査人、内部監査人と定期的な会議等を持ち、また監査役と内部監査人・会計監査人との十分な連携を図ることにより、監査が実効的に行われるための体制を整備する。</p> <p>チ、監査役会は稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役等に対し、その説明を求めることができる。</p>	
<p>(新設)</p>	<p>⑦ 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制</p> <p>当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役等に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。</p>